

# 2023年 追補版

## 兵庫県歯科衛生士会本部災害時行動指針

兵庫県歯科衛生士会は 2018 年に災害時行動指針を作成し、職能団体の一員として予期せぬ災害を想定し、支援活動だけでなく、後方支援においても対応できるように備えてきました。

2023 年追補版は、支援活動の要となる対策本部の行動指針を作成し、南海トラフ巨大地震や、予期せぬ自然災害及び想定外の非常事態において当会が速やかに行動をとるための指針となるものです。

### ➤ 災害対策本部

任務： 災害対策本部を設置し、災害対応の命令を統括する。

### ➤ 会員支援統括

任務： 会員の安否確認及び情報を収集し、災害支援対応を行う。

### ➤ 通信情報記録統括

任務： 災害対応に関わる通信手段を確保し、情報を収集し整理する。

### ➤ 救護体制整備統括

任務： 救援活動計画を立案決定し、歯科医療救護班、口腔ケア班を構成し業務を統括する。

### ➤ 救援物資管理統括

任務： 救援物資の管理及び配布に関して業務を統括する。

### ➤ 災害対策本部連絡網

# 災害対策本部

任 務 : 災害対策本部を設置し、災害対応の命令を統括する。

活動場所 : 災害対策本部

- 1 会長は会事務所の安全性を確認し、本部役員を召集する。
- 2 災害対策本部を設置する。
  - 会長を本部長とする。
  - 副会長を副本部長とする。
  - 専務理事と常務理事を統括者とする。
- 3 災害対策本部の通信手段を確保させる。(通信情報記録統括)
- 4 連絡網に基づき会員の安全確認をさせる。(会員支援統括)
- 5 会員の被害状況等、情報を収集させる。(会員支援統括)
- 6 統括者から決められた時間に災害対策本部長に状況を報告させる。
- 7 統括から深夜時間帯の連絡・報告についても確認させる。

|     |    |   |
|-----|----|---|
| (時間 | 場所 | ) |
| (時間 | 場所 | ) |
| (時間 | 場所 | ) |
| (時間 | 場所 | ) |
| (時間 | 場所 | ) |
| (時間 | 場所 | ) |
| (時間 | 場所 | ) |
- 8 統括間での情報の共有を図る。
- 9 兵庫県歯科医師会と連携し、支援体制を図る。
- 10 行政と連携し、支援体制を図る。(救護体制整備統括)
- 11 災害支援物資の支援体制を準備させる。(救護物資管理統括)
- 12 日本歯科衛生士会に被害状況を報告する。(災害対策本部)
- 13 災害担当者から適宜活動報告をさせる。(通信情報記録統括)
- 14 支援要請を行う。(災害対策本部)



# 通信情報記録統括

任 務 : 災害対応に関わる通信手段を確保し、情報を収集し整理する。

活動場所 : 災害対策本部

- 1 災害対策本部長を確認する。
  - 本部長に報告する時間、場所を確認する。  
(時間 \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_ )
  - 深夜時間帯の連絡についても確認する。  
(時間 \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_ )
- 2 通信情報記録担当者を確認する。
  - (氏名 \_\_\_\_\_ 連絡 \_\_\_\_\_ )
  - (氏名 \_\_\_\_\_ 連絡 \_\_\_\_\_ )
  - (氏名 \_\_\_\_\_ 連絡 \_\_\_\_\_ )
- 3 災害対策本部の通信手段を確保させる。
- 4 外部との連絡、通信を確認し対応する。
  - 衛星通信の確認をする。
- 5 通信情報担当者の通信手段を最優先で確立する。
- 6 災害対策本部(事務局)の携帯電話が使用可能か確認し対応する。
- 7 電話や事務局携帯が使用できない場合は業者と連携して、通信手段を回復させる。
- 8 通信手段を確保でき次第、災害対策本部長に報告する。
- 9 通信担当者、情報記録担当者として適宜活動を行う。その旨、災害対策本部長に報告する。
- 10 情報記録担当者の元に入ってくる情報を記録し、提示することで誰もが時間を追って状況把握ができるようにする。
  - 人的被害状況 (会員・家族等の被災状況)
  - 物的被害状況 (住宅被害等)
  - 災害の規模 (ライフライン、交通手段等)
  - 協力要請 (被災地の行政、日本歯科衛生士会、県歯科医師会等)
- 11 報道機関に提供する情報の整理
- 12 災害終結後に報告書の作成を行う。
- 13 通信情報記録統括者は決められた時間に災害対策本部長に状況を報告する。



